

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○学校法人が行うことのできる収益事業の種類の全部改正……………（学事課）	1
○土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○土地改良法による道管換地処分……………（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	3
○道路の供用の開始……………（道路課）	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	3
○水防警報河川の指定……………（河川課）	3
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	4
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	6
告 示	
北海道告示第140号	
平成13年北海道告示第390号（学校法人が行うことのできる収益事業の種類）の全部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。	
平成21年3月3日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。以下同じ。）が行うことのできる収益事業の種類を次のとおり定める。	
1 私立学校法第26条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のい	

ずれにも該当しないものでなければならない。

- （1）経営が投機的に行われるもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

- （3）規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- （4）自己の名義をもって他人に行わせるもの
- （5）当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- （6）その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- （1）農業、林業
- （2）漁業
- （3）鉱業、採石業、砂利採取業
- （4）建設業
- （5）製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- （6）電気・ガス・熱供給・水道業
- （7）情報通信業
- （8）運輸業、郵便業
- （9）卸売業、小売業
- （10）保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- （11）不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- （12）学術研究、専門・技術サービス業
- （13）宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- （14）生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- （15）教育、学習支援業
- （16）医療、福祉
- （17）複合サービス事業
- （18）サービス業（他に分類されないもの）

3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

北海道告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道管土地改良（音

江西地区地域水田農業再編緊急整備〔緊急整備型〕（区画整理、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町総進地区の換地処分をした。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 登別市富浦町2丁目33の1（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 指定理由の消滅 |
| 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉188の5（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 指定理由の消滅 |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課並びに登別市役所及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|-----------------------|
| 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 川上郡弟子屈町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 | 次のとおりとする。 |
| 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 | |

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 深川多度志線 北海道札幌土木現業所	深川市文光町44番329地先から 深川市文光町44番18地先まで	平成21. 3. 3
道道 旭川多度志線 北海道札幌土木現業所	深川市湯内1380番地先から 深川市湯内1505番地先まで	同
道道 小藤沼田線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡妹背牛町字秩父別4018番23地先から 雨竜郡妹背牛町字秩父別1169番4地先まで	同
道道 赤川函館線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町226番1地先から 函館市赤川町38番2地先まで	同 21. 3. 6
道道 新旭川停車場線 北海道旭川土木現業所	旭川市大町2条1丁目6番182地先から 旭川市大町2条1丁目6番15地先まで	同 21. 3. 9

北海道告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	上札内帯広線				
3	道路の区域					
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	河西郡中札内村西札内12番2地先から	前	15.40mから	200.00m	――	
	河西郡中札内村西札内2番206地先まで		16.80mまで			
		後	15.40mから	200.00m	――	
			22.00mまで			

北海道告示第149号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次の

とおり指定した。

平成21年3月3日

水系名	河川名	北海道知事 高 橋 はるみ	
		水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
常呂川	支川	北見市大正80番2地先大正橋下	北見市大正79番1地先大正橋下
	小町川	流端から北見市若葉7丁目2番	流端から北見市若葉7丁目2番
		61地先西八号線橋下流端まで	61地先西八号線橋下流端まで
	支川	常呂郡訓子府町字福野284番2	常呂郡訓子府町字福野284番7
	訓子府川	地先豊田橋下流端から北見市豊	地先豊田橋下流端から北見市豊
		地134番3地先栄橋下流端まで	地134番3地先栄橋下流端まで

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月3日

北海道渡島支庁長 畑 秀 叔

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借その1

デジタル複写機 1台 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 複写機等の賃貸借その2

デジタル複写機 1台 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年5月1日から平成26年4月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 複写機等の賃貸借その1 北海道函館土木現業所江差出張所

イ 複写機等の賃貸借その2 北海道函館土木現業所奥尻出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年3月3日から同年3月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成21年4月14日（火）午前10時30分（送付による場合は、同年4月13日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期

(1) 名 称 及 び 数 量 デジタル複写機 1台

(2) 予 定 時 期 平成21年3月下旬ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8554 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138－47－9608 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. lease of a copying machine 1 set b. lease of a copying machine 1 set B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., April 14, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than April 13, 2009.) C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-Gou, 6-Ban, 4-Chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido, 041-8554 Japan Phone : 0138-47-9608 北海道上川支庁告示第21号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年3月3日 北海道上川支庁長 坂 口 収	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア デジタルフルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台並びに1か月当たりモノクロ7,600枚及びフルカラー2,300枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年5月1日から平成24年4月27日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 北海道上川北部森づくりセンター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。 (5) 調達をする物品等の要求仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を要求した場合に、おおむね2時間以内に行える体制が整備されているものと認められること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年3月3日から4月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休
---	--

- 日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目
北海道上川北部森づくりセンター管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川北部森づくりセンター管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川北部森づくりセンター2階 会議室（送付による場合は、郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川北部森づくりセンター管理課）
- (2) 入札日時 平成21年4月15日 午後2時（送付による場合は、同年4月14日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 複写機の賃貸借 11台
- (2) 予定時期 平成22年2月頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を10に定める契約担当組織に電話で申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書の作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額（単価）に1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を

- 落札者とする。
- なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道上川北部森づくりセンター管理課
- (2) 所在地 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目
電話番号 01656-2-1726
- 11 Summary
- A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copy machine included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included.
- B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., April 15, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than April 14, 2009.)
- C. Contact : Management Division, Northern Kamikawa Forestry Center, Hokkaido Government, Minami 4-chome, Aza-higasi 2-jo, Bifuka-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido, 098-2232, Japan
Phone 01656-2-1726

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年3月3日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 事 件 名
平成21年（収）第1号札幌圏都市計画道路事業（7・5・35号菊水上町中央通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（7・5・35号菊水上町中央通（一般国道12号～菊水上町3条通間））
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在	地 番	地 目	登 記 記 録 上 の 地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受 付 年 月 日 ・ 受 付 番 号	種 類
札幌市白石区 菊水上町 一条二丁目	100番9	宅地	2,326.37	2,326.37	604.86	宮 村 篤 郎	奈良県奈良市千代ヶ丘三丁 目 1 番地の37	吉 田 寿 一	札幌市白石区菊水 元町 2 条 5 丁目 4 番18号ルネッサン ス I -102号		借地権

5 裁決手続開始決定の日
平成21年 2 月20日

